

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(中小企業支援室)

一

告 示

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

一

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(同)

二

○保安林の指定の解除

(同)

二

○保安林の指定の解除

(同)

二

○保安林の指定の予定

(同)

三

○保安林の指定の解除の予定(二件)

(同)

三

○海岸保全区域の変更

(水産業基盤整備課)

四

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定

(同)

四

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

人事委員会

○第六十九回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施

四

○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施

五

○第六十九回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十六回宮

城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施

五

○第九十四回警察官A採用試験の実施

五

○第九十五回警察官B採用試験の実施

五

ページ

規 則

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年宮城県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「〇・四五パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

別表第三の十五の項中「第十一項」を「第十項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に貸付けの決定を受けた高度化資金又は機構貸付資金については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第四百八十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成三十年 六月十一日	加美町 宮 崎	午前十時三十分から 正午まで	加美町役場宮崎支所
同 六月十二日	加美町 小 野	午前十時三十分から 正午まで	加美町小野田コミュニティセンター
同 六月十五日	加美町 中 新 田	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	加美町中新田公民館
同 六月十八日	色麻町 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	色麻町役場車庫

六月十九日	同	気仙沼市	大 島	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	気仙沼市立大島公民館
六月二十日	同	気仙沼市	新月・気仙沼	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市民健康管理センター 「すこやか」
六月二十一日	同	気仙沼市	階上・面瀬・ 松 岩	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市立松岩公民館
六月二十二日	同	気仙沼市	唐桑・中井・ 小 原 木	午前九時から 午後二時まで	気仙沼市唐桑総合支所
六月二十六日	同	気仙沼市	大 谷	午後一時から 午後四時まで	気仙沼市立大谷公民館
六月二十七日	同	気仙沼市	気仙沼・鹿折	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市魚市場
六月二十八日	同	気仙沼市	魚市場周辺	午前九時から 午後四時まで	気仙沼市魚市場
六月二十九日	同	気仙沼市	小泉・津谷	午前九時から 午後二時まで	気仙沼市本吉総合体育館

○宮城県告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年四月二十七日

一 保安林予定森林の所在場所

東松島市牛網字海辺一三、一六の一、一六の二、二二の二・一六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年四月二十七日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城郡七ヶ浜町花洲浜字浜沼二八の五

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月二十七日

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市波路上内沼一九の二、二〇の二、二二の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月二十七日

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字管の浜六七の四（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市大森字水出六三の三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区蒲生字八郎兵工谷地第二 一三二の三二から一三二の三四まで（以上三筆国有林）、宮城郡七ヶ浜町花測浜字長須賀六九の三・六九の四（以上二筆国有林）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

岩沼市寺島字北新田一三二の四・一三三の三・一三五の五五から一三五の六〇まで・一三五の六三から一三五の六五まで・一三五の六七から一三五の七〇まで・一三五の七二・一三七の三（以上十七筆国有林）、宮城郡七ヶ浜町花測浜字浜沼二八の七・二八の一四（以上二筆国有林）

菖蒲田浜字長砂二〇の一四（国有林）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

三 解除予定保安林の所在場所

仙台市宮城野区蒲生字八郎兵工谷地第二 一三二の三三・一三二の三四（以上二筆国有林）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市北上町十三浜字立神四の五・五の三・一一の二・一四の四（以上四筆国有林）

2 保安林として指定された目的

3 解除の理由

潮害の防備

指定理由の消滅

21 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字下沼二二四の二（国有林）

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百九十四号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、昭和四十年宮城県告示第五百六十二号（海岸保全区域の指定）で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区
	三陸南 沿岸	寄木漁 港沿岸	寄木地 区沿岸
指定区域	結んA次	結んA次	結んA次
	基点A直	基点A直	基点A直
指 定 区 域	基点A本	基点A本	基点A本
	吉郡南	吉郡南	吉郡南
指 定 区 域	三陸町	三陸町	三陸町
	歌津寄	歌津寄	歌津寄
指 定 区 域	三陸町	三陸町	三陸町
	歌津寄	歌津寄	歌津寄

海岸の名称	沿岸名	漁港名	地区
三陸南沿	寄木漁港	寄木地区	海岸
指 定 区 域	平成三十年四月二十七日宮城県告示第四百九十四号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町寄木地区の寄木漁港海岸保全区域のうち寄木漁港区域に接する区域		

○宮城県告示第四百九十五号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である南三陸町長が管理を行う区域を次のとおり定める。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市矢本字穴尻五十二番二

仙台市青葉区下愛子字二本松十九番地の一

ンフォール百二

石 森 裕 貴

石 森 美 生

人 事 委 員 会

○第六十九回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊一のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）を別冊二のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第六十九回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十六回宮城県職員採用試験（高等学
校卒業程度）を別冊三のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第九十四回警察官A採用試験を別冊四のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○第九十五回警察官B採用試験を別冊五のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男